

議案第42号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

議案書45P～46P

1. 条例改正の目的

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」について、特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して利用申込者の閲覧に供しなければならないこととする一部改正等が行われたことを踏まえ、本市条例も同様の改正を行う。

2. 条例改正の内容

(1) 条例第23条関係

特定教育・保育施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項について、書面の掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。

(2) 条例第53条第2項第2号関係

「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。

3. 施行日

公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

条例改正の説明資料

令和6年6月定例会

議案の 件名	議案第42号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの。		他市（近隣市）におきましても、同様の改正が実施される予定。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたことから、本市条例も同様の改正を行う。						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が、令和6年4月1日に施行（一部令和5年12月26日施行）。		まちづくりの目標	目 標	1 みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ばまち		
		政策分野または経営方針 施策	分野・方針	2 幼児教育・保育		
			施 策	2 安全・安心な保育環境の確保		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
〈市民参加の状況〉						
有 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
		〈政策等の実施時期〉		公布の日		
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）		
健やか部		こども園課		有 無 新旧対照表等		

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条に</p>	<p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条に</p>

